

2026年8月21日

篠原 洋 様

〒135-0061

東京都江東区豊洲三丁目2番24号

豊洲フォレシア9F

SAAFホールディングス株式会社

代表取締役 左奈田 直幸

質問状

SAAFホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）は、2026年7月22日時点の当社株主名簿（以下「本株主名簿」といいます。）に記載された一部の株主に関し、当社が2026年2月25日開催の取締役会においてその導入を決議した「当社株式等の大規模買付等に関する対応策（買収への対応方針）の導入について」（以下、2026年7月23日付「当社株式等の大規模買付等に関する対応策（買収への対応方針）の継続・更新について」で公表いたしました継続・更新の内容を含め、当社における買収への対応方針を「本買収防衛策」といいます。）に定める「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立するあらゆる行為」（いわゆる共同協調行為）に該当する行為が行われている疑いがあると判断しました。

そこで、当社は、2026年7月28日開催の当社取締役会において、共同協調行為等の有無の確認のため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（本買収防衛策の導入にあたり、当社取締役会による恣意的な判断を防止し、本買収防衛策の運用の公正性・客観性を一層高めることを目的として設置された委員会を指します。）へ諮問いたしました。

かかる諮問に対する独立委員会の勧告を含め、当社は、2026年3月16日付「大規模買付等に関する対応策（買収への対応方針）に関する共同協調行為の認定について」、2026年3月23日付「大規模買付等に関する対応策（買収への対応方針）に関する共同協調行為の追加認定について」、2026年4月9日付「大規模買付等に関する対応策（買収への対応方針）における買付者等による手続違反の認定について」及び2026年8月3日付「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）に基づく共同協調行為の追加認定、並びに新株予約権の無償割当て、新株予約権の無償割当てに係る基準日設定及び臨時株主総会において株主意思確認を行うことに関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、前俊守氏、浅賀裕美子氏、小白川貢氏、合同会社YN企画（代表社員 櫻井重彰氏）、情報システム販売株式会社、合同会社Happyhorse（代表社員 東博

受付通番：G02382226000100000 号

1/4 頁

文氏)、鈴木祥元氏、野本豊氏、アジア開発キャピタル株式会社、株式会社セラ・インターナショナル、日壁恵美子氏、株式会社アセットプロデュース、株式会社TM フィナンシャルストラテジー、本多敏行氏、ミツワ樹脂工業株式会社、イーグルファンド SP4 号有限責任事業組合、合同会社トイテラス、羽生忍氏、成田帝氏の間において、当社株式に関して共同協調行為に該当する行為を行っているとは認められると判断しております。

さて、貴殿は、本株主名簿において、当社株式 25,000 株 (0.1%) を保有する株主として記載されておりますところ、当社取締役会は、貴殿が共同協調行為の下に当社株式の買集めに関与した可能性を認識しております。

つきましては、当社において貴殿が他の株主との間で共同協調行為を行っているか否かを判断するために必要な情報と考える下記の各事項につきまして、**2026 年 8 月 27 日 (木)** までに書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。ご回答の際は、押印のうえ、当社宛に書面でご提出ください。

なお、本書面及びご回答内容は、当社が必要に応じて公表することがあり、また、関係官公庁及び捜査機関等に情報提供することがありますので、あらかじめご了承ください。

記

(1) 当社株式の取得経緯

- ・当社株式の取得開始時期、取得目的、取得資金の出所（資金提供者名・調達方法を含む）、取得開始日から本質問状受領日までの間における当社株式の取得又は処分の状況、なお、資金提供者が法人である場合、当該法人を支配する自然人まで遡って資金提供者をご回答ください。
- ・当社株式の保有に関する現時点での方針（追加取得・保有・処分の予定を含む）。

(2) 当社株式に関する意思連絡の有無

- ・第三者との間で、株式取得・議決権行使、提案行為等に関して連絡・協議・合意を行った事実の有無及び該当する事実がある場合、その具体的内容、関与時期及び関係者。
- ・当社は、2026 年 3 月 16 日付「大規模買付等に関する対応策（買収への対応方針）に関する共同協調行為の認定について」、2026 年 3 月 23 日付「大規模買付等に関する対応策（買収への対応方針）に関する共同協調行為の追加認定について」、2026 年 4 月 9 日付「大規模買付等に関する対応策（買収への対応方針）における買付者等による手続違反の認定について」及び 2026 年 8 月 3 日付「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）に基づく共同協調行為の追加認定、並びに新株予約権の無償割当て、新株予約権の無償割当てに係る基準日設定及び臨時株主総会において株主意思確認を行うことに関するお知らせ」



にてお知らせしたとおり、前俊守氏、浅賀裕美子氏、小白川貢氏、合同会社 YN 企画、情報システム販売株式会社、合同会社 Happy horse、鈴木祥元氏、野本豊氏、アジア開発キャピタル株式会社、株式会社セラ・インターナショナル、日壁恵美子氏、株式会社アセットプロデュース、株式会社 TM フィナンシャルストラテジー、本多敏行氏、ミツワ樹脂工業株式会社、イーグルファンド SP4 号有限責任事業組合、合同会社トイテラス、羽生忍氏、成田帝氏の間において、当社株式に関して共同協調行為に該当する行為を行っている
と認められると判断しましたが、これらの者との関係性、意思連絡の有無、これらの者との間における当社
株式の取得・議決権の行使・提案行為等に関する意思連絡の有無及びその詳細、当該共同協調行為に関する
貴殿の関与の有無及びその内容について具体的にご回答ください。

- ・特に、以下のとおり貴殿と一定の関係が存在することが合理的に疑われる、①株式会社和円商事（注 1）（以下「和円商事」といいます。）②本多敏行氏（以下「本多氏」といいます。）及び③ミツワ樹脂工業株式会社（以下「ミツワ樹脂工業」といいます。）については、これら①から③までの者との間の関係（出資関係、資金の貸借関係、役員兼任関係、親族関係、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係及び一方の従業員組合員その他構成員が他方の従業員組合員その他構成員である又はあったことがあるなどの人的関係を含むが、これに限らない。）及びこれらの者との間における当社株式の取得・議決権の行使・提案行為等に関する意思連絡の有無及びその詳細についてご回答ください。

（ア）貴殿と株式会社北紡（以下「北紡」といいます。）の取締役である [REDACTED] 氏（以下「[REDACTED] 氏」といいます。）の 2021 年 3 月から 2024 年 2 月の間における住所地（[REDACTED]）が同一であること。

（イ）貴殿と [REDACTED] 氏の姓が共に「篠原」であること

（ウ）貴殿が、2003 年 3 月に取締役に就任し、現在代表取締役を務める日本橋通販本舗株式会社において、[REDACTED] 氏が 2005 年 9 月から 2013 年 5 月まで同社監査役を務めていたこと

（エ）貴殿が、2003 年 12 月に取締役に就任し、現在代表取締役を務める株式会社 FFBC Management において、[REDACTED] 氏が 2013 年 4 月から現在まで、同社取締役を務めていること

（オ）貴殿が、2005 年 12 月に取締役に就任し、2011 年 6 月から代表取締役を務めていた株式会社 Hi-B において、[REDACTED] 氏が 2011 年 6 月から現在まで、同社監査役を務めていること

（カ）2026 年 3 月 31 日時点で、本多氏、ミツワ樹脂工業、アダージキャピタル有限責任事業組合が、[REDACTED] 氏が取締役を務める北紡の株主であったこと

（キ）[REDACTED] 氏が、2018 年 6 月から 2020 年 4 月まで取締役を務めた CMC JAPAN 株式会社において、本多氏が 2018 年 6 月から現在まで、同社取締役を務めていること

（ク）[REDACTED] 氏が、2021 年 8 月から代表取締役を務める株式会社中部薬品工業において、本多氏が 2016 年 10 月から 2019 年 11 月の間、代表取締役を務めていたこと

（3） 当社経営への関与方針

- ・ 当社に対する提案行為又は経営関与（取締役選任、資本提携、事業提携等）の意図の有無。



受付通番：G02382226000100000 号



・今後、当社経営方針に関する発言や議案提案を行う予定の有無。

(4) 貴殿と前俊守氏を含め当社が共同協調行為に該当する行為を行っているとしたと認めた株主との間の関係性についてご回答ください。

注1) 和円商事は、株式会社三ツ星の株式に関し、個人Aとみなし共同保有者の関係にあったところ、個人A及び和円商事は、株式会社三ツ星の株式に係る大量保有報告書及び変更報告書について法定の期限までに提出せず、また、虚偽の記載を行ったとして、2024年8月28日付で金融庁から課徴金納付命令の決定を受けております(同日付「(株)三ツ星株式に係る変更報告書の不提出等に対する課徴金納付命令の決定について」

(<https://www.fsa.go.jp/news/r6/shouken/20240828-4.html>)及び同日付「(株)三ツ星株式に係る大量保有報告書等の不提出等に対する課徴金納付命令の決定について」(<https://www.fsa.go.jp/news/r6/shouken/20240828-3.html>)参照。)

以上

(付記)

差出人 〒135-0061
東京都江東区豊洲三丁目2番24号豊洲フォレシア9F
SAAFホールディングス株式会社

受取人

代表取締役 左奈田 直幸

篠原 洋様



この郵便物は令和 8年 8月 21日
第13284184535号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番: G02382226000100000 号

4/4 頁

